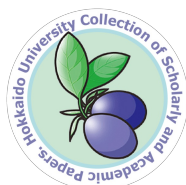




HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	院政期知行国制についての一考察：とくに平氏知行国の解明をめざして
Author(s)	石丸， 熙
Citation	北海道大學文學部紀要， 19(3)， 57-120
Issue Date	1971-03-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33358
Type	departmental bulletin paper
File Information	19(3)_PR57-120.pdf



院政期知行国制についての一考察

——とくに平氏知行国の解明をめざして——

石
丸

熙

院政期知行国制についての一考察

——とくに平氏知行国の解明をめざして——

石 丸 熙

はじめに

十二世紀末の内乱を平氏一門の盛衰を軸にして描いた『平家物語』の巻一「吾身榮花の条に」、「日本秋津嶋は纔に十六箇国、平家知行の国卅餘箇国、既に半国にこえたり」(日本古典文学大系本上巻九四頁)という一節があるのは古来有名なことである。

いわゆる平氏政権について論ずる際、『平家物語』が語る「三十余ヶ国」の平氏知行国を莊園や御家人とともに、政権の基礎とすることはいわば常識にさえなっている。ところが抑々平氏知行国とは一体何であるのか、それと平氏政権とはいかなる関わりをもつのかという問題になると、わずかに有本実氏・菊地武雄氏を嚆矢とする若干の研究が^①

あるのみで、現段階では充分に解明され得たとは言えないのである。

一方、知行国制に関する研究史を顧みても、知行国をもつば律令制的封祿制度の脈絡において考察する方法がとられていて、その政治過程に対する規定性にまで言及する論考を見出だすことはほとんどできないし、また、平氏知行国の問題を、院政期知行国制の中に位置づけて、その意義をとらえるという視角も欠落しているように思える。

筆者は十二世紀、院政の構造的特質を追究する作業において、権力構造における知行国制の意義が、単なる経済的基礎にとどまるのではなく、解体しつつある律令制国家機構を、貴族支配階級がそれなりに再編成する一過程なのではないかと考えるようになり、かつてその見解の一端を試論的に提出したことがある⁽²⁾。本稿もまた、知行国制を過渡期の国家形態の問題、すなわち、支配体系―権力構造の問題としてとらえる立場に立つて、とくに三十余国といわれる平氏知行国の実態、および平氏政権との構造的連関の解明に重点を置く。その理由は、内乱期の平氏知行国においてこそ、権力構造における知行国の意義を具体的に見極めうるであろうし、院政期知行国制の内実と矛盾がもつとも尖鋭的な形であらわれるであろうと予想するからである。

ところで、平氏知行国を問題とする場合、治承三年(一一七九)十一月の政変が重要な意味をもつことは従来も指摘されているところである。すなわち、この政変を画期として平氏知行国が急激に増加することに注目すれば、平氏知行国を解明する鍵が、この政変自体の中に見出せるであろうと思われるのである。

ここで政変と言うのは、治承三年十一月十四日、平清盛が数千の軍兵を以て京都を制圧し、関白藤原基房ら約四〇名の官僚を解任したあと、十一月二十日に後白河法皇を強制的に鳥羽殿に移せしめ、院政の機能を停止させたことを以て終わるクーデターのことである。この政変は、第二義的には時の右大臣藤原兼実が、「此事由来者、法皇収^二公越前国

故入道内大臣知行国、并被補白川殿倉預、前大舍人、已上兩事、法皇過意云々、三位中将師家、超二位中将基通任中納言、維盛朝臣伝之、頭兼盛、

師家年僅八歳、古今無例、是博陸之罪科也、凡此外法皇與博陸同意、被乱国政之由、入道相国攀縁云々」(玉葉治承三年十一月十五日)と述べているように、清盛が後白河上皇と藤原基房に対する私怨を晴らすために起こしたものである。しかる

に、政変中に異動の対象となった官僚のうち、受領が圧倒的多数―解官十九名、新任二十名―を占めることに注意を惹かれる。なにゆえかくも大量の受領交替が一行になわれねばならなかったのであろうか。解任された受領の多くが「院中祚候之輩」(百鍊抄治承三年十一月十七日条)であり、院近臣に対する懲罰ないし報復の意味が強いとも考えられる。ところが、後白河院政期における国司除目は、多くの場合知行国主の決定と同時に同意義であるから、近臣受領の解任は、近臣を国主とする知行国の停止を意味すると考えられる。しかも、解官の対象国に平氏一門または平氏家人が直ちに受領に任ぜられている場合は、平氏による院近臣知行国の奪取を想定できるものと思われるのである。

前に、治承三年十一月政変の中に、平氏知行国を説明する鍵があると述べたのは、実に右の想定をさしているのであって、本論において、平氏知行国を考えるにあたっては、さしあたり政変の主要な内容が、平氏による知行権の奪取にあったという点を確認する必要がある。したがって、本稿の論述方法は、まず政変における知行国問題の析出を行ない、平氏政権において知行国がもつ意味をひとまず念頭に置いた上で、院政および平氏政権と知行国制との構造的連関の解明と、知行国制の段階規定とをめざすが、相対的重点が平氏知行国の解明にあることは前述の通りである。

註

(1) 有本実氏「平氏の抬頭と院政」(『日本歴史』三三五号)、菊地武雄氏「平氏受領表」(平凡社『世界歴史事典』二二、ま

院政期知行国制についての一考察

たは、『日本史料集成』所収)、高田実氏「平氏政権論序説」(『日本史研究』九〇号)、飯田悠紀子氏「平氏時代の国衙支配形態をめぐる一考察」(『日本歴史』二六二号)を代表的論

考とし、有本、菊地両氏の所論が定説となっている。

(2)「院政の構造的特質について」(『北大史学』十二号)

一 治承三年政変と知行国

a 院分受領国と知行国——制度史的概念——

治承三年十一月の政変における知行国の問題を考える前提として、まず、知行国制に関する制度史的概念について論じておきたい。結論的に言うと、後白河院期における知行国制の一般的特徴は、院分受領国としてほぼ固定した国々の国務を、院司または院近臣である貴族が知行するという点にある。この見解は、これまでの通説と異なるので、多少詳しい説明が必要であらう。

知行国制については、これまでに起源論、実態論それぞれに論議が交わされてきたが、その場合の焦点の一つに、院宮分国と知行国との間の制度的・系譜的異同の問題があるように思われる。通説的理解では、院宮分国とは、上皇女院などに年給として、受領の申任権または任料が給付される制度であり、その制度が発展して、貴族層にも受領申任

権が認められるようになると、貴族層は子弟を受領に申任し自らは国主として一国の吏務を沙汰するに至るが、これが知行国制であるとするのである。この理解によれば、院宮分国と知行国とは制度としては本質的差異はなく、国主が上皇・女院等の「院宮」であるか、貴族であるかの相異があるにすぎないことになる。

右の通説に対して、最近橋本義彦氏が両者の基本的性格の相異を指摘する見解を提出された。⁽²⁾ 橋本氏の見解の要旨は、院宮分国制は料国制に起源をもつが、知行国制は、⁽³⁾ 年給制や分国制とは関係なく、公卿等がその子弟を国守に申任することによって、国務沙汰の実権をとり、国守の所得を、国守を含む一家の経済に取り入れる仕組みであった、というものである。かくて、院宮分国と知行国とは制度の上では次元を異にするものと理解されるようになったのであるが、より重要な問題は、院政期に著しい展開を示す院宮分国と知行国を、同時期の政治・経済過程の中に位置づけることにより、両者の関連性と相異性を考えることにあると思われる。しかし、この問題の考察は後章に譲るとして、ここでは冒頭に述べた後白河院期の知行国制に関する本稿の理解を、通説と橋本氏の新説とに対比させ、各々の一致点と相異点を明らかにしておきたい。

第一に、知行国制が分国制の発展した形態であると考えることについては、私見は通説と一致し、橋本説とは異なる。しかし、分国制の理解については、通説とも橋本説とも相容れないところである。すなわち、私見によれば、院宮分国制は年給制の発展したもので、院宮の年給として受領が給付されることに起源をもつが、初期の段階では、給付の対象になる国が「分国」として固定することはなく、単に「院分」、「宮分」としての受領が任命されるにすぎない。そして院宮分受領は、任料を当該院宮に納めるほか、任期中に院宮の必要に応じて「功」を提供することになる。しかるに、白河院後期から鳥羽院期にかけて、こうした院分、宮分の受領、就中、院分受領は、まずその対象任

国がほぼ固定するとともに、任用される受領の範囲も、院司、院近臣およびその一族のものというように限定的になってくる。この段階での著しい特徴は、院司または近臣受領による特定国の定任と、任国の相傳が行なわれたことである。こうして鳥羽院末期までには、院分受領国と呼ぶべき約三十国の固定を見るようになったのである。⁽⁴⁾そして、この段階の院分受領国は、形式的には総体として上皇⁽⁵⁾院庁の管轄下にあるのだが、鳥羽院末期から後白河院期になると、前代に院庁に結集した受領層の、公卿への上昇とあいまって、院分受領国の国務沙汰権は、個別的に院司または院近臣に付与されるようになる、つまり、院司公卿等が院分受領国を知行するのである。

右に述べたことの徴証を、①知行国主の決定権は上皇が有していたこと、②知行国主には院司または院近臣がなる場合が多かったこと、③知行の対象となる国は院分受領国であること、の三点について挙げておこう。

①については、『玉葉』承安二年（一一七二）閏十二月七日条の、「今夜小除目云々、是則近江守実範、殊寵之間、可被相^(熟カ)転江州、於執国^(熟カ)歟、信濃^(熟カ)知行、出雲^(熟カ)朝方卿等^(熟カ)応其撰云々、未承一定」という記事、あるいはまた、治承三年政変の一原因とされる、平重盛知行国の法皇による「収公」^(二)（玉葉治承三年十一月十五日条）の例などから、知行主決定の権限は明らかに上皇にあったと言えよう。②の徴証を示すためには、『玉葉』等の記録から、知行国主と確定しうる人名を抽出し、さらに彼らが院司であるか否かを付して、表Ⅰとして掲げる。この表により、後白河院期の知行国主は大部分が院司または院近臣であることを知りうる。また、③については、次節で院分受領国と知行国との地域的連関を表示する際に詳しく見るとして、ここでは、元暦二年（一一八五）六月の除目で、入道平頼盛に「為院分^(国カ)□」る備前・播磨両国の知行権が給付されたこと（玉葉元暦二年六月卅日条）を挙げるにとどめよう。この例は、院分受領国の播磨と備前が、知行国制のもとで院分国^(二)上皇知行国となり、さらにそれらが院近臣の頼盛に給せられたことを示している。

表 I 知行国主（永暦年間—治承三年十一月）

（典拠史料略記 K 公卿補任、S 山槐記、
G 玉葉、『平安遺文』所収文書は番号のみ）

国名	知行主	典拠史料 所見年月日	上皇との関係 典拠史料	国守・知行主との関係
越後	藤原経宗	永暦元年 K 寿永二年・藤頼季	院別当 二九七九号	藤原頼季
土佐	藤原基実	S 永暦元年・十一・十三		
豊後	藤原頼輔	永万二年 K 寿永元年・藤頼輔		
尾張	藤原成親	G 嘉応元年・十二・廿五	院別当 三五九三号	藤原範能
紀伊	藤原光能	G 承安二・六・卅	院別当 三六六六号	藤原弘家・子
伊豆	源頼政	G 承安二・七・九		源仲綱・子

土佐	播磨	上野	摂津	備中	出雲	信濃	国名
藤原経宗	平宗盛	同右	藤原兼光	源資賢	藤原朝方	藤原忠雅	知行主
G 治承二・十・七	S 治承二・閏六・七	同右 「給」	G 治承元・九・六 「辞退」	G 承安三・十一・十二	同右	G 承安二・閏十二・七	典拠史料 所見年月日
前出	院別当 三八三六号	同右	院判官代 三八三六号	同右 三八三六号	同右 三三七五号	院別当 三一二二号	上皇との関係 典拠史料
藤原資頼カ・甥の子	平行盛・甥	同右	藤原頼高・子	源雅賢カ・孫		藤原実教カ	国守・知行主との関係

丹後	越中	紀伊	越前	播磨	駿河	遠江	加賀
藤原基通	藤原光隆	平頼盛	平教盛	同右	平宗盛	藤原俊盛	平親宗
同右	同右	同右	同右	同右	同右	S 治承三・正・六	G 治承二・十一・十八
	同右 二九七九号	同右 三八三六号	院別当 三一二二号	同右	前出	同右 三六六六号	院別当 三八三六号
平經正	藤原雅隆・子	平為盛・子	平通盛・子	平行盛・甥	平維時	藤原盛実・子	平親国・子

土佐	美作	若狭	因幡	丹波	石見	常陸	国名
藤原経宗	藤原兼実	平経盛	藤原隆季	藤原兼雅	藤原光雅	高階泰経	知行主
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	典拠史料 所見年月日
前出		G嘉応二・正・一 院殿上人	院別当 三八三六号	院別当カ 三八三六号	院判官代 三八三六号	院別当 三八三六号	上皇との関係 典拠史料
藤原宗実・養子	藤原基輔・家司	平師盛・甥の子	藤原隆清・子	藤原行雅・弟	藤原能頼・又従兄弟	高階経仲・子	国守・知行主との関係

越前	越前	尾張
平維盛	平重盛	平徳子
同右	G 治承三・十一・十五 「収公」	同右
	院別当 三五九三号	
	平通盛・従弟	平知度・兄弟

以上に述べたことにもとづいて私見をまとめると、(i)院分受領国とは、院分受領の対象国が、定任等により固定した国々のことで、その固定は鳥羽院末期までには完了した、(ii)院分受領国では、一国の国務は受領が沙汰し、国衙領収取の上分が「功」として、上皇||院庁に納められる、(iii)後白河院期には、院分受領国の国務を院司公卿等が知行する形態が一般的となる、(iv)知行国の場合は、国衙領収取の主要部分を知行主が取得するが、上皇||院に対する「功」の上納の慣行は全廃されたわけではない、⁽⁶⁾ということになる。すなわち、院宮分国と知行国についての、通説的理解および橋本説と私見との相異点は、いわゆる分国制について、院分受領国という概念を用いることにより、発展した段階での「分国」||上皇等の知行国と区別したこと、また、院分受領国が院司公卿等により知行されるようになる段階

において、知行國制の展開または知行國の一般的形態を認めようとする事、以上の二点にあると言わねばならない。なお、院政期の権力構造と知行國制との連関性から見た院分受領國と知行國との質的差異についても、通説と異なる見解をとるが、それは次章において論ずることにしたい。

b 平氏知行國の確立

前節で述べたように、鳥羽院末期までには院分受領の定任等により、院分受領國と呼ぶべき國々の固定を見るようになるのであるが、いまここで、それらの院分受領國の全容を知るとは、以下の行論の基礎となるので、左に畿内、七道別にして掲げてみたい。

○ 畿内(五國中二國)

和泉 摂津

○ 東海道(十五國中三國)

尾張 三河 甲斐

○ 東山道(八國中三國)

美濃 信濃 陸奥

○ 北陸道(七國中六國)

若狭 越前 加賀 能登 越中 越後

○ 山陰道(八國中五國)

丹波 丹後 但馬 因幡 伯耆

○ 山陽道(八国中六国)

播磨 美作 備前 備中 備後 周防

○ 南海道(六国中五国)

紀伊 淡路 阿波 讃岐 伊予

○ 西海道(九国中一国)

筑前

すなわち、院分受領国は六六国中、約半数の三一国を数える。このうちゴチックの国名は、表Ⅰにより、保元年中から治承三年までの間に、院司・院近臣によって国務知行が行なわれた国を示したもので、三一国のうち半数の十六国に及ぶ。

また、院分受領国の地域的分布の特徴は、北陸・山陰・山陽・南海の四道に集中していることであろう。この点から院政の地域的基盤は西国にあつたのではないか、との推測が成り立つのであるが、この問題は後章で論ずる。

なお、治承三年政変以前のいわゆる平氏知行国は、表Ⅰで示した通り、駿河・若狭・越前・加賀・播磨・紀伊の六国を確定できるが、駿河を除く五国は⁽⁷⁾いずれも院分受領国である。また平氏一族の⁽⁸⁾知行主も、概ね院司であつたことと合せ考えると、政変以前には、平氏も院司として院分受領国を個別に知行していたにすぎなかつたであろうと考えられる。

ところで、治承三年の政変により、院分受領国の受領・知行主にはいかなる変動があつたろうか。十一月十五日か

院政期知行國制についての一考察

ら十九日の間に、数回行なわれた除目について見ると、何よりも、受領新任者二十名のうち、平氏一族または平氏家人が圧倒的多数を占めていることに注意を惹かれる。そこで、受領新任国のうち、①前任国守の解任後、直ちに平氏一族または家人が国守に就任した国と、②解官とは別個に、平氏一族または家人が守となった国を示すと、次のようになる。

①（上段より、国名・前任者・新任者の順）

三河	藤原	頭家	平	知度	(男清盛)
上総	藤原	為保	藤原	忠清	(平氏家人)
常陸	高階	経仲	平	宗実	(男重盛)
美濃	藤原	定経	源	則清	(平氏家人)
越前	藤原	季能	平	通盛	(男教盛)
但馬	源	信賢	平	経正	(男經盛)
伯耆	平	時家	平	忠度	(弟清盛)
備中	藤原	光憲	平	師盛	(男重盛)
周防	藤原	能盛	平	範経	(平氏家人)
淡路	藤原	知光	平	清房	(男清盛)
阿波	藤原	孝貞	平	宗親	(男宗盛)

②（上段より、国名・新任者の順）

尾張	平	時宗	(男時忠)
若狹	平	經俊	(男經盛)
能登	平	教經	(子教盛)
讃岐	平	維時	(平氏家人カ)
伊勢	藤原清綱		(平氏家人)

以上、①は十一国、②は五国、計十六国であるが、これらは伊勢・上総・常陸の東海道三国を除いて、いずれも前掲院分受領国に一致する。すなわち、治承三年政変で、平氏は院分受領国中十三国の受領を一举に獲得したことになるのである。ところで、当時の除目における国守任命は、当該国の知行主の認定を意味することが多く、その場合、知行主は彼の一族のものを国守に申任することが通例となっていた。例えば、治承元年（一一七七）九月六日の小除目の場合、「又左少弁兼光、給上野国、辞退撰津国也、^{本国司頼高、任上野}」といわれ（葉）、藤原兼光の上野国知行の決定と、その子頼高の国守就任は同時に行なわれている。また表Ⅰに示した通り、知行国主と受領の関係は親子の場合が多かったのである。こうしてみると、治承三年十一月に、平氏が院分受領国十三国の受領を一举に獲得したことは、平氏がそれらの知行権を全体として確保したことを意味するであろう。とくに、①の九国については、平氏による知行権の奪取を想定することができよう。

かくして平氏は、クーデターにより平氏知行国を形成しえたと言えるのであるが、それは単に十三国の範囲にとどまらず、上皇のもつ知行主決定の権限を奪うことによって、平氏知行国は、⁽¹²⁾論理的には少くとも院分受領国全体に及びうるものとなったのである。このことこそ、政変の最大の効果と言えるのであるが、清盛の意図の中にも、明らかに

この院分受領国の知行権奪取による院政停止の方向を見てとれるのである。そのことを示す徴証として、第一に、政変で解官の対象となった官僚のうち、受領兼帯の官職については、受領のみ解任された例⁽¹³⁾と、後になった受領以外の官についてのみ還任の措置がとられた例があること、第二に、治承四年（一一八〇）十二月に清盛は後白河上皇に對して、「法皇可知食天下〔之〕政之由」を要請して（玉葉治承四年十一月十八日条）、承諾を受け、形式上は院政が復活するのであるが、この同時に、「讃岐美濃両国、可為法皇之御分国」（玉葉同）きことが決定された事実——平氏から上皇への知行権の返還——があること、以上の二点をあげることができる。

以上の分析にもとづいて、政変における知行国の問題に関する論点を整理すると、(i) 治承三年十一月のクーデターで、平氏は院分受領国十三国の知行権を確立した、(ii) しかるに、知行主決定権をも掌握したことで、平氏知行国は院分受領国全体にまで及びうるものでもあった、(iii) 政変の効果が院政の機能停止にあったことは事実であるが、その具体的内容が、平氏による知行国奪取にあったことは、院政の権力構造において、院分受領国または知行国が、主要な側面を成していたことをうかがわせる、という三点を呈示しうる。

以上の確認にもとづいて、われわれは次章以下で、院分受領国ないし知行国は、院政においてどのような役割を果たしていたのか、そして、その知行権を平氏が奪ったことは、平氏政権にとっていかなる意義をもったのか、という問題を検討することにした。

註

(1) 代表的な論考として、村田正志氏「院官御分国の研究」（『国史學』三三二号）、林屋辰三郎氏「古代国家の崩壊過程」（『古代

国家の解体」所収）、吉村茂樹氏『国司制度崩壊に関する研究』第三編第五章「領国知行制の進展」の三つを挙げうる。

(2) 橋本義彦氏「院宮分国と知行国」(竹内理三博士還暦記念会編『律令国家と貴族社会』所収)。

(3) この点については、橋本氏は、時野谷滋氏「知行国制の起源」(坂本太郎博士還暦記念会編『日本古代史論集』下巻所収)に依拠されている。

(4) 前掲拙稿、六一七頁。ただし、前稿では「院分受領国」概念を用いておらず、「院知行国」としているが、厳密な意味での院知行国は、貴族知行国が展開する後白河院期にみられるのであって、当時の記録に、「院分国」、「法皇之御分国」等と記されるものがそれにあたる。つまり、後白河院期には、院分受領国を、院司公卿等とともに、上皇・中宮らも知行するようになるのである。したがって、通説が用いる「分国制」概念は、本稿で言う院分受領国と院宮知行国を混同しているものと言わねばならない。

(5) 白河・鳥羽院期において、院政の階層的基礎をなした受領層は、院庁権力の強大化の過程で、自らを摂関家藤原氏、村上源氏などの伝統的家格に比肩しようような位置に高めたのであり、鳥羽院末期までには、彼らは、一般に公卿を輩出しよう家格を得ていたのである。このことは、後白河院初期の公卿の出自を見れば明らかとなろう。すなわち、前代の院庁で優勢を誇った、①閑院流藤原氏(公実の子孫)、②勸修寺流藤原氏(為房の子孫)、③六條流藤原氏(顕季の子孫)が、平治元年(一一五九)

の公卿、延べ三七名のうちに占める数は、①九名(内院司四名)、②六名(同四名)、③一名(同一名)となる(「公卿補任」)。むろん、受領層の公卿化のみで、知行国制が進展するとは考え難いが、それを促進する要因が院庁内部にあったことは否定しえないであろう。

(6) 知行国制には、「功」の慣行の体制化という側面もうかがえる。寿永二年(一一八三)の例であるが、藤原季能が知行国主となるさい、「以伊賀備後両国、季能卿可造進興福寺之由被仰云々」といわれた(吉記寿永二年十月廿二日条)。これなどは、「功」を自己目的化した国務知行、すなわち、「料国」的な側面が強く出ている例といえよう。

(7) 平氏知行国について、詳しくは第三章で論ずるであろう。

(8) 本稿で言う「平氏一族」の範囲は、いわゆる桓武平氏のうち、清盛と時忠を中心として、各々の直系親族を含むものである。

(9) 藤原忠清が「平家侍」であることは、『吾妻鏡』治承四年八月九日条に見えている。

(10) 源則清が宗盛の家人であったことが、『吾妻鏡』建保二年十二月十七日条に見えており、また壇ノ浦戦における平氏の捕虜の中にも、『美濃前司則清』がいる(『吾妻鏡』元暦二年四月十一日条)。

(11) 藤原清綱は、前任者大中臣忠清の「停任」の後をうけて、伊勢守に任ぜられた(『玉葉』治承三年十一月十九日条)。なお、清綱が平氏家人であったことは、『吾妻鏡』養和元年八月十六日条に見えている。

院政期知行國制についての一考察

(12)

『玉葉』治承五年三月六日条に、伊与守高階信章の就任をめぐって、次のような記事がある。「可_レ知行備前之由、有御氣色、然而重衡可_レ國務、仍如_レ元、可_レ知行伊与_レ之由、前大將(宗盛)令_レ申云々」この場合、知行主の決定権が院にではなく、宗盛にあることは明らかであろう。すなわち、平氏は治承三年のクーデターで、上皇から知行主決定権を奪い、形式的に院政が復活した治承四年十二月以後も、その権限を掌握していたのである。

(13)

藤原範季は、クーデター当時は陸奥守式部権少輔であったが、『公卿補任』建久八年の藤原範季の項には、「治承三年十一月十七日止_レ守、養和二年三月八日從_レ四下(権少輔如_レ元)」とある。

(14) 右近少將三河守藤原顕家について、『公卿補任』建仁元年の藤原家の項は、「治承三年十一月十七日解_レ兩官、寿永元年十月七日還_レ任少將」と記している。

二 院政と知行國制

a 院政の歴史的位置

院政期の院分受領国と知行国の意義を考えるにあたって、われわれはまず、十二世紀の国家において、院政の占める位置を確かめておかねばならない。

十一世紀末に開設された白河院々庁は、従前の院庁がそうであったように、当初は単なる上皇の家政機関にすぎなかった。しかるに院庁は莊園整理を標榜する受領層の立場に立つて、反撰関家的であり、院庁と撰関家の競合関係が生じるが、十二世紀初頭までには、それは院庁が優位を獲得することで終り、院庁は撰家をも含み込んで、いわば貴族連合の中心の位置を獲得する。こうして、上皇の家政機関にすぎなかった院庁が有力な政治勢力となり、「北面」

と呼ばれる独自の軍事力をも設置するに至ったが、白河院政の段階では、院庁それ自体が国政に与かるということはなく、上皇が院司公卿を通して公卿僉議の場を領導するという形態が特徴的である。したがって、院庁文書もこの段階では、家政の執行文書という意味合いをもつに過ぎないし、北面も国家の軍事的基礎とはいえない。

鳥羽院政の特徴は、上皇自体が貴族連合の中心的位置を占め、上級貴族と在地領主の關係（莊園的關係）と、受領層と在庁官人の關係（国衙的關係）との矛盾の調停者という性格を強くもつことである。すなわち鳥羽院政期は、上級貴族・大寺社による家領・寺社領の獲得運動が急激に進展した時期であり、彼ら莊園領主は莊園的關係を媒介として、在地領主の所領支配の上分を收取し、かつその所領支配を庇護しようとした。これに対し、受領層は、独自の家領形成を追求する一方、依然として国衙領官物收取を基本的經濟的基礎としていたから、国衙領收取の安定的維持と拡大を要求して、国衙在庁の把握を行なうとともに、院に対しては、「功」を提供して受領たる地位を保持しようとしていた。上皇自体は、一方で受領層に擁立されながら、他方、貴族層の家領獲得運動の頂点に立つて、自ら大莊園領主となるという矛盾をかかえていたが、相対的独立性を保持していたが故に、調停者としての機能を果たしたのである。しかるに、鳥羽院政の下での国家と人民の矛盾の激化は、院庁を強力な権力執行機関に押し上げていた。院庁はこの段階でも、完全な国政機関とはいえないが、例えば平忠盛を主とする院北面の軍事力が、地方人民や寺社勢力の反権力闘争の鎮圧に投入されたことを見ても、院庁がこの段階の国家において主要な位置を占めたことが知れるのである。

鳥羽院政の最末期には、貴族連合の頂点にある皇室と摂関家に、それぞれの家領の所有をめぐって内部対立が進行しており、鳥羽上皇の死後、崇徳上皇と藤原忠実・頼長父子の勢力と、後白河天皇忠通の力との間に武力衝突が生じ

たのである。

後白河院期の政治過程における重要な側面に、寺社問題、つまり有力寺社相互の対立や寺社勢力と貴族連合との対立などが惹き起こす紛争があるが、この寺社問題の処理にあたつて、上皇院庁がもっぱら方策を決定していたと見られる。例えば、承安三年（一一七三）六月に起こった延暦寺と興福寺との間の紛争に關して、『玉葉』同年七月七日条に、「去比、衆徒事、於院有僉議、其仰詞云、焼失多武峯之条、已大事也、山階寺之所為、罪科不輕、加之別当僧正以下在京之時、可止大衆蜂起、兼又不可令焼失多武峯之由申請下向、大略翌日炎上、已違勅答事、不實之罪也、罪科何様可被行哉否、諸卿申云、左大臣、左大將、（中宮大夫）隆季、（權大夫）時忠、被召問子細之後、可及罪科歟」とある。この場合、上皇の諮問に答えた「諸卿」のメンバーに注目すると、左大臣藤原經宗、左大將藤原師長の二名を除く、中宮大夫藤原隆季、中宮權大夫平時忠、民部卿平親範はいずれも承安年間に院別当であり、奉行藤原長方、伝奏藤原重方もそれぞれ承安三年前後には院司を務めている。⁽⁵⁾なお、藤原經宗も平治元年には院別当であるから（表I参照）、上皇の側近と見なしうるのである。したがって、右の例は、まったく院庁によつて争乱解決の方策が審議され決定されたことを示していると言えよう。

このように、上皇院庁が重要施策の決定に主要な役割をもった事実から、院政期における国政の基本事項である莊園・国衙に關する問題についても、院庁が決定的な地位を占めたであろうことを推測させる。すなわち、後白河院政の莊園政策は、院庁開設前の保元元年（一一五六）に發布された、いわゆる新制七ヶ条に示されているが（兵範記年閏九月十八日条）、新制実現を計るべく設置された記録所の主要メンバーが、後に後白河院々庁の官吏になっていることを見れば、⁽⁶⁾新制の立案・決定過程自体に、彼らのような後白河天皇の側近が携わっていたことは想像に難くない。そし

てこのことは、後白河院期を通じて、院庁が莊園關係事項の決定・執行機關となりうる根拠を成したと言えるのである。実際に院庁は、例えばこの期に特徴的にあらわれる莊公一円の臨時雜役——勅事・院事等——の賦課・免除權をもち、それを行使したのである。

後白河院期に、院庁が事実上の國政機關になったことを端的に示すのは、この期の院庁文書の性格であろう。すなわち、前代までは多くの場合、單なる家政上の命令執達文書にすぎなかった院庁文書が、後白河院政の下では、莊園關係の紛争解決に最終的な決裁を与えるような國家的性格をもつようになるのである。一例を挙げるなら、東大寺領伊賀國黒田莊の出作田と新莊をめぐる領家と國衙の争いに関して、院庁は、「可_下且依_中文書理_二、且任_中國司_一宣_中、永為_中當寺領_上」きことを決定し、承安四年（一一七四）十二月十三日付で下文を伊賀國在庁官人と東大寺所司に發給しているがごとくである（平安遺文三六）。また、安元二年（一一七六）六月十日の諸國在庁官人宛の院庁下文は（平安遺文三七）、石清水八幡宮寺僧領の保証を指示しているが、この文書の宛先が「諸國在庁官人等」となっていること自体に、院庁文書の國家的機能が示されているのである。

さらに、この期の院政の性格を、政策の面から見るために、前記保元の新制七ヶ条について、若干の考察を加えておきたい。まず新制の事書のみを列挙すると左のごとくである（兵範記保元元年（閏九月十六日条））。

- 一 可_下令_下知諸國司、且從停止、且錄狀、言_上神社仏寺院宮諸家新立莊園事、
- 一 可_下令_下同下知諸國司停止、同社寺院宮諸家莊園本免外、加納余田并庄民濫行事、
- 一 可_下令_下且下知本社、且諸國司停止諸社神人濫行事、
- 一 可_下令_下仰本寺并國司、停止諸寺諸山惡僧濫行事、

一 可令下「知諸国司」、停止国中寺社濫行事

一 可令下「知諸社司」、注進社領并神事用途事

一 可令下「知諸寺司」、注進寺領并仏用途事

以上、全体として莊園整理に関する施策を述べたもので、骨子としては延久元年（一〇六九）の整理令を受け継いだものと言える。とりわけ、第二条に本免以外の「加納余田」の停止を規定していることは、受領層の要求に合致するものであると同時に、後白河院期に急激な展開を示す知行国制において、国主による国衙領収取の強化に法的根拠を与えるものとして、注目すべきである。すなわち、この期の院政は、政策的にも知行国制の展開を促進し、知行国主による在庁―在地把握の強化に道を開くものであったと言えよう。

以上の考察により、後白河院期には、院庁が事実上の国政機関となったことが確認できるであろう。さて、残る問題は、この期の院政の権力構造上の特徴であるが、この問題には先に触れた院分受領国または知行国の占める位置が大きいと思われる。そこで、節を改めて、院政における院分受領国と知行国の意義を明らかにしてゆきたい。

b 院分受領国と知行国の意義

本節では、院政の権力構造の問題について、院分受領国と知行国に視点を置いて考えてゆくが、その際次の三点にわたって検討してみたい。

① 一国単位での支配体系としては、いかなる意味をもったか。

② 権力の地域的基盤としてはどうか。

③院分受領国が知行国となる場合に、①と②の問題はどう変るか。

①について。最初に指摘すべき点は、院分受領国形態の出現によって、十一世紀から十二世紀前半にかけての受領の本質が大きく変ったとはいえないし、院分受領とそうではない受領との間に性格の相異が生じたとはいえないということである。すなわち、この期の受領は、依然として基本的には国家の官僚であり、一国の行政権を排他的に保持しうる立場にあったのである。ただ、院分受領の場合は、上皇―院庁との人身的経済的關係が、他の受領に較べて強かったことは否定できない。それは主として、院分受領が在任中に「功」を上皇に提供することと、院分受領が院司に就任する場合、またはその逆に院司が院分受領になる場合が多かったことを見ても言えるであらう。⁽⁸⁾

ところで十一世紀から十二世紀前半にかけての受領による在地把握の特徴は、国衙領収取を基礎に据えつつ、加納田・出作田の収公、浮免荘の定田化等により、支配基盤の維持・拡大を企図する点に求められる。⁽⁹⁾ すなわち、図式的に言えば、国衙領収取の体系に連なる受領と在庁官人（国衙的關係）は、莊園収取の体系に連なる莊園領主と在地領主（莊園的關係）と熾烈な競合を継続しているのであるが、十二世紀において、国衙権力を実際に執行しているのは在庁官人であり、受領は、在庁官人の掌握を通じて国衙領支配を行なっているに過ぎない。院分受領国形態は、この期のこうした受領による一国支配体系に何らの変更を加えるものではなかったのである。しかも受領層による在地把握は、それぞれの国衙法に規定される側面があり、国家全体としてみれば、国衙的關係による在地支配のあり方は、国衙法の内容、莊園法との関係に対応して、多様な形態をとるものとなり、一元の支配体系の成立はもはや不可能であるような景観を呈する。このことを院政についてみれば、院分受領と上皇―院庁との関係は、官僚制的ではなく、あくまで個別人身的であり、しかも院庁自体が国家権力を執行する機関となっていない段階にあるため、院分受領国

の固定を通じて、院政を一元的な支配体系をもつ権力に転化させることは不可能であつたと言えるであらう。

②について。権力の地域的集中性は、あらゆる形態の政権において不可欠の要素である。これは十二世紀の国家においても変るところはない。院庁が政権を維持する上で、院分受領国は、果たして地域的基盤として充分な集中性を示したろうか。前章で見たように、鳥羽院末期までに固定する院分受領国は、北陸・山陰・山陽・南海の各道に集中していた。こうした偏在の意味について、現段階では明確に難しいが、恐らく当時の貴族的觀念からする「熟国」、つまり受領得分が相対的に多額である国が、右の各道に多かつたことと関係があるものと思われる。しかし、問題はこれら諸国の地域的集中性であるが、北陸道では佐渡を除く他の六国がすべて院分受領国と見なしうる国であり、山陽道・山陰道はそれぞれ京都に近い国々をすべて含みこんでいる。さらに南海道においても、土佐を除く他の五国が院分受領国である。こうして見ると、院分受領国は、北陸・山陰・山陽・南海各道の畿内に近い地域に集中していることを特徴とすると言えるのである。

ただし、右に見た院分受領国の地域的集中性には二つの問題がある。第一は、①で述べたように、院分受領国を一国単位で見た場合、国家的支配体系としては、院分受領国ではない他の諸国と変わるところがないし、また、ある時点で院分受領国のすべてにわたって、院分受領ないし院司受領が配置されたとしても、上皇Ⅱ院庁とは個別的な関係をもつにすぎないので、全体としては集中性の実質的な意義をもちえないのである。第二の問題としては、たとえ院分受領国が院政の権力基盤になりえたとしても、畿内及びその周辺に院分受領国ではない国々が存在することにより、その集中性の効力は大きく削がれることにならう、という点が指摘できる。すなわち、畿内五国のうちでは、山城・大和・河内(10)の三国が含まれていないし、近接地域については、伊賀・伊勢・近江等は院分受領国であつた徴証が見あたらなないのである。

以上の考察によつて、院政の支配構造において、院分受領国の占める位置は、一国単位で見ても、地域的集中性の側面からも、積極的な意義を見出せないことが明らかとなつた。それでは、院分受領国が院司公卿等に知行される場合、すなわち知行国形態に転化した場合はどうか。前記第③項の検討に移ろう。

③について。知行国制の実態論においては、まず国主の知行権の内容が問題とされるのが通例であり、これまでの研究により、(i)国守任命権、(ii)在庁指揮権が確認されている。⁽¹¹⁾しかるに、一国の国務を「知行」または「沙汰」⁽¹²⁾するというとは、本来国司が行なうべき国務を国主となる人物が国司になり替つて執行することであるから、問題は国主の知行権にあるのではなく、知行の対象である国務の内容が、知行国制においてどのように変化したかにあると言ふべきであらう。そして、この問題に関しては、従来の研究の中で、有本実氏と高田実氏の所説が貴重な示唆を与えてくれる。⁽¹³⁾

まず有本氏は、保元・平治年間の平清盛による「大和国知行」⁽¹⁴⁾の実態を分析され、清盛は保元新制を法的根拠として、目代中原貞兼をして国内検注を行なわしめたのであるが、検注が可能であつた理由は、清盛の所持した組織的な武士団の武力が背景にあつたことと、大和国内の平氏家人である在地領主の協力があつたことにあることを明らかにされた。一方、高田氏は、有本氏の見解にもとづき、清盛による大和国内検注についてより緻密に分析され、検注の主眼点は、寺僧領・加納余田の把握にあつたのであり、それは新しい在地把握形態であると言へることを指摘された。両氏の研究により明らかにされた点を、後白河院期の知行国形態の実態を示すものとして一般化することは可能であるが、その場合、以下に述べるような二つの問題を考慮する必要がある。

第一に、国主の在地把握の対象が、保元整理令を法的根拠として、主として加納余田の収公にあつたこと、この点には異論はない。すなわち、この期の国務の基本的な対象が、前代と同様に国衙領官物收取に置かれていたことは事

実である。しかし、この期には、他方で国衙在庁による収取の内容に再編成が行なわれ、勅事・院事・国役等と称する臨時雑役が、荘園・国衙領を問わずに賦課されるようになったことにも注意しなければならない。⁽¹⁵⁾

応保二年（一一六二）十一月日の『紀伊国大伝法院僧徒重解案』（平安遺文三二三四号文書）は、同院領紀伊国山東荘に課された日前宮神役の免除を後白河院々庁に申請したものであるが、その中で次の部分が注目される。

可被停止一切他所役之由、惣申請之處、停止国役并臨時雜事役、雖天下一同公役国内平均所課、永可停止一切他所役之由、所被成^レ下官符也、（中略）是以当庄建立以後、非^レ啻全不勤日前宮之役、国内平均之役夫工、天下一同之造営・代々大嘗会役度々院御幸役、如此等之所課、^承官符更不勤臨時大事尚既爾也、

ここで見る通り、当時の臨時雑役は、「天下一同公役・国内平均所課」と称して課されたのであり、その内容は「代々大嘗会役」、「度々院御幸役」等の役夫工・造営料であつたのである。しかるに、勅事・院事たる雑役が、「天下一同公役・国内平均所課」として賦課されるようになった時期が、あたかも知行国制の展開する後白河院期に照応することに注意すれば、「天下一同公役」たる雑役の収取が、知行国形態における新たな国務内容として登場したものであることを看取するのは容易であらう。

かくのごとく、知行国形態における国務の質は、前代までと較らべて大きく変化したと言えるのである。国務の基本はあくまで国衙領収取にあつたとはいえ、それに加えて、荘公平均に課せられる臨時雑役を収取内容とすることは、国務の対象が一国全域に及びうる可能性をもつもので、この結果は、国内検注の強化等により、国主の在地把握が強まることが予想されるのである。

第二に、知行国支配に組織的武力や在地領主の協力が必要条件となつたことは否定できないが、後白河院初期にお

いては、清盛の場合は特殊例に属するものと言わざるを得ず、院司公卿等による一般的な知行国支配のあり方を考えてみなければならない。とくに武力の問題について見ると、当時の貴族層は通常「大番舍人」あるいは「侍」という形で武力を備えており、かつそれを知行国支配に用いたことは、鳥羽院期の天養元年（一一四四）九月に、大和国の知行主であつた藤原忠通が、国内檢注のため自家の「侍男」数人を国守とともに派遣したことにあらわれている（台記天養元年九月廿五日条）。しかし、この時忠通が行なつた大和国檢注が寺社勢力の反対に遭つて失敗に歸したのを見てもわかるように、国主の常備武力のみでは、知行国支配は充分貫徹しえなかつたのである。彼らはそれに替えるに何をを用いたであろうか。具体的な例を挙げることは出来ないが、恐らく国衙に集積された武力をまず把握したのではなからうか。そして、この国衙の武力を組織するためには、自家武力による強制のほかにも何らかの力で、在庁官人を指揮する必要がある（19）生じたものと思われる。何らかの力とは何か。第一には在地有力者の目代任命、第二には、上皇Ⅱ院庁を媒介とする把握が考えられるであろう。後者が強制力たりうる根拠は、上皇Ⅱ院庁が実質的な国政機関として、諸国在庁官人を指揮しうる権限をもつていたことに求められよう。

以上に見てきたように、知行国支配においては、国務内容が変化し、それに対応して、国主による在庁・在地把握が強化されるようになったものと思われるが、このことは、一国単位の支配体系としては、院分受領国形態に比して、知行国形態は質的に強力なものになったことを物語るであろう。しかし一方では、知行国形態における支配の強化が、必然的に国主と在地との予盾を激化させる結果を生んだのである。著名な例としては、嘉応元年（一一六九）に、権中納言藤原成親の知行国尾張で起こつた、目代と平野社神人の衝突事件を挙げることができる。この衝突の原因については、『玉葉』嘉応元年十二月廿三日条に、「尾張目代興比良野神人、有相論事」とあるのみで、詳しいことは不

明であるが、恐らく目代による在地把握の進行過程に生じた事件であろうと思われる。この事件の結果、知行・主成親は配流の処分を受けているが、これは知行国制が進展するに及んで、権力と在地人民との矛盾が、中央貴族層に直接的な影響を与えるようになったことを意味するのである。

知行国支配は、院政の権力構造においていかなる機能を果たしたであろうか。本節での考察を整理すると、(i) 一国単位の支配体系としては、院分受領国に比較して、相対的に強力な形態となっている、(ii) 知行国主は多くの場合院司であったことから、上皇・院庁を核とした一元的な支配が、知行国制を基盤として可能であった、という二点を指摘できる。これらの点は、院政が国家機構全体を動かさしめる権力に上昇するさい、知行国制がその権力構造の根幹部分を成しうることを示すであろう。しかるに、この知行国支配形態には一つの弱点が存在した。それは、院分受領国のすべてが同時に院司または院近臣により知行されるわけではないことである。すなわち、権力の地域的集中性を阻害する要因が、知行国支配形態にも存続したのである。

院政期、とりわけ後白河院期における知行国制は、以上のような内実と矛盾を含むものであった。ところで、後白河院政は、荘園の關係と国衙の關係の競合の上に位置して、荘公一円に臨時雜役を賦課しうるような権力として立ち現われのだが、そのための支配構造として、知行国形態が特徴的に展開するのである。したがって、知行国支配形態にあつては、権力と荘公人民の矛盾は、前代にくらべて一層深化するのである。後白河院期の政治過程の中から生まれる平氏政権は、知行国制を権力基盤とする限り、院政の矛盾をひき継ぐことになるのであり、同時にその矛盾の克服を歴史的課題として担うのである。われわれは次章において、平氏政権における知行国制の問題——その実態と特質および平氏政権との構造的連関——の考察を行なうであろう。

註

- (1) 後白河院々庁の開設は、保元三年（一一五八）八月十一日である（兵範記）。
- (2) 永暦元年五月五日後白河院庁下文（『平安遺文』三〇九三号文書）と、永暦二年正月日後白河院庁寄進状（同三一二二号文書）の署名者より抽出した。
- (3) 除目に上皇が介入する例は、『玉葉』安元三年正月廿九日条の次の記事に見えている。
「除目夜被仰下檢非違使別當、其間有違亂事云々、先被仰時忠還任之由、次被改忠親（中略）法皇注任人於一紙宸筆、被獻博陸即忠親也、」
また除目の具体的作業である任人申文の取捨選択は、「奉行除目事」人たる藏人が行なったが、この場合、応保二年正月の除目における藤原行隆のように、奉行人が院司であることが多かったと思われる（『山槐記』除目部類、応保二年正月廿三日条、なおまた行隆が院司であったことは、『平安遺文』三一二二号文書に見えている）。
- (4) これら三人は、いずれも前註(2)の『平安遺文』三五九三号文書の加判者である。
- (5) 長方は承安四年十二月十三日後白河院庁下文案（『平安遺文』三六六号文書）に別当として見え、重方は嘉応元年十一月廿三日後白河院庁下文（同三五二二号文書）に判官代として加判している。
- (6) 『醍醐雜事記』八に、この時の記録所の職員として、「弁官三人、權右中弁藤原惟方、左少弁源雅頼、右少弁藤原俊憲」を載せている。このうち惟方は平治元年五月廿八日後白河院庁下文（『平安遺文』二九七九号文書）に、雅頼は永暦元年五月五日後白河院庁下文（『平安遺文』三〇九三号文書）に、各々院司として加判している。また、『今鏡』三、おほうちわたり、によれば上卿は藤原公教であるが、彼も『平安遺文』二九七九号文書により、院別当であることが知れる。
- (7) 応保二年十一月日紀伊国大伝法院僧徒重解案（『平安遺文』三二三四号文書）。なお、この文書は次節で改めて取上げる。
- (8) 前掲拙稿、四頁。
- (9) 竹内理三氏「平家及び院政権と莊園制」（『歴史学研究』二二五号）。
- (10) ここに挙げた六国にも、院司又は院近臣が受領になったことはあるが、いま問題にしているのは、固定した段階での院分受領国であるから、これら諸国がその中に含まれないことは、本論で述べたように、院分受領国としての集中性を阻害する要因となるのである。
- (11) 最近では、飯田悠紀子氏が国主知行權として、(i) 国守任命權、(ii) 国務沙汰權、(iii) 目代派遣權の三つを指摘しておられる（前掲論文）。
- (12) ただし、形式的には国守が置かれ、国司庁宣による国務執行の手續も行なわれる。

(13) 有本氏前掲論文、高田氏前掲論文。

(14) 清盛の大和国知行の事実を示す明証はない。有本氏が挙げられる根拠は、(i)目代が清盛の家司であること、(ii)目代と清盛との関係は知行主と目代のそれであること、(iii)保元・平治年間に、清盛の兄弟の間で大和守を二回交替していること、の三点である（前掲論文、二四頁）。

(15) 竹内理三氏前掲論文、三二頁。

(16) 林屋辰三郎氏「院政政権の歴史的評価」（前掲書所収）、二二頁。

(17) ただし、『平家物語』巻二、大納言流罪によれば、この事件の発端は、葛を売りに来た平野社神人を、酒に酔った目代が凌辱したことにある（日本古典文学大系本、上巻一八〇頁）。

三 平氏政権と知行国制

a 平氏政権の構造と矛盾

平氏政権は疑いもなく後白河院政の内側から、つまり十二世紀後半の政治過程の中から生まれたものである。したがって、平氏政権の構造を明らかにし、その歴史的性格を見きわめるためには、後白河院期の政治過程の中に平氏の⁽¹⁾動向を位置づけて考えねばならぬのであるが、この点については、石母田正氏が綿密な分析を行なっておられるので、

以下にその要旨を紹介したい。

まず、平氏政権がはたして「政權」といえるのかどうか、という問題については、従来、平氏が支配層内部で第一等の勢力であったこと、とくにその強大な軍事力をもって、他の勢力を屈服していたことをもって、「政權」と規定されていたが、そのことは平氏が「政權」を握っていることと区別して考えねばならないところである。すなわち、「その武力が何に奉仕し、何に隷属しているかという政治問題が政權の本質」（四七四頁）なのであって、それは現実への政治過程の具体的分析によってのみ明らかにしうる。

ところで治承元年（一一七七）から治承三年（一一七九）までの政治過程をみると、治承元年には、院と比叡山との衝突および鹿ヶ谷の陰謀発覚の事件が、中央における最大の政治的事件であるが、まず前者の場合からは政治問題の集中先が院にあること、平氏は公卿として政策決定の評議に参加してはいるが、主導権は保持していないこと等が知れる。この段階でもし平氏「政權」というものを考えたとしたら、以上のことは理解しがたいこととなる。後者、すなわち鹿ヶ谷事件の結果、院政の一時的機能停止があり、平氏の声威が高まりはしたが、翌治承二年正月に再び起こった叡山大衆の蜂起事件においては、平氏の役割は前年とほぼ同様であって、院の命令を執行する傭兵隊長以上のものではなかった。つまり国家の公権力を掌握するものは、治承三年十一月までは院であって平氏ではない。しかるに治承三年十一月の平氏によるクーデターは、かかる状況に「根本的のといってよい転換をもたらした」（四八五頁）のである。クーデター以後も、従来の国家機構は否定されていないので、形式からいえば平氏は政權をとっていないようにみえるが、上皇の幽閉以下をおこなった平氏は、「いやでも政權を担当しなければならぬ状況におかれたのである」（四八六頁）。つまり、「もし平氏政權という言葉をつかうとすれば、七九年（治承三）十一月十五日のクー

データ以後でなければならぬ」(四八七頁)ということになるのである。

以上にやや詳しく石母田氏の所説を紹介したのは、平氏政権についての本稿の観点が氏の見解に依拠し、かつそれを出発点としているがためである。しかるに、平氏政権の構造的特質を明らかにするには、いま一つ、平氏自体の問題——後白河院期の平氏はいかなる矛盾をもっていたか、その矛盾は平氏政権にどのような関わりをもつかという問題——を考えてみる必要がある。以下にこの点を検討するが、その際問題を二つに分けて、①後白河院々司または公卿としての平氏の問題と、②平氏独自の権力編成の問題について見てゆくことにする。

①平氏が院政期における受領層の一員として、上皇⁽²⁾院庁に依拠しつつ自己の勢力を拡大していったことは、前稿において示したところである。平氏が院庁の中で特異な存在であったことは、平氏の中で院政とのかかわりを最初にもった正盛と、子の忠盛の場合に、すでに明らかに見てとれるのである。正盛は本貫所領のある伊賀・伊勢において、一定度の武力編成を達成していたと思われ、院政との結びつきも、当初よりその私兵を以て院庁の武力¹北面に組み入れられるという形態をとった。忠盛にいたって、鳥羽院期に、院司受領としては筆頭の地位を確保したが、院政の中での位置は、北面であること、つまり軍事・警察的役割を基本としていたのである。この段階での平氏の院司としての矛盾——現実には武力発動を要するような政治問題の第一線に立ちながら、他の院司、例えば藤原顕季や藤原為房の一族に較らべて、相対的地位は低いという矛盾——は、基本的には、後白河院期における平氏にもひき続きあらわれていると言える。

清盛の世代になると、保元・平治の乱で占めた大きな比重に依拠して、平氏は院庁においても、また台閣においても、めざましい動きを見せる。院司としては、北面の地位から脱して、院別当・判官代等に一門の多くを送りこむよ

院政期知行国制についての考察

うになり、承安二年（一一七二）には権大納言重盛が院別当の首席を占めるなど（承安二年二月廿五日後白河院庁下文、平安遺文三五九三号文書）、院庁の首脳部に位置するのである。一方、太政官においても、仁安二年（一一六七）に清盛が太政大臣に就任したので筆頭に、一族が公卿・弁官・武官の上層に進出するようになるのは、著名な事実である。

しかし院司または公卿としての平氏の位置は、ほかの伝統的な中央貴族の家格に較らべて、依然として高いものではなかった。院司の場合について言えば、別当としての伝統的家格をもつのは、閑院流藤原氏、勸修寺流藤原氏等であつた。したがって平氏の発言力は強大になつたとは言え、院庁内部での地位を決定づける上皇との結合関係は、ほかの有力院司には及ばなかつたのである。安元二年（一一七六）十二月の除目について、『玉葉』は、「被仰下藏人頭二人、左中将定能朝臣、右中将光能朝臣（中略）而定能以院之近臣、超越知盛人道相国最愛之息子、當時無双之権勢、又位階上臈也、而光能以院之近臣、超越此外」（安元二年十一月五日条）と記しているが、これによると、院近臣二名が、位階の上である知盛を超えて藏人頭に任命されたのであつた。つまり院近臣ということが、院庁においては決定的な意味をもつのであつて、近臣を前にしては、「無双之権勢」を誇る平氏といえども地歩を譲らざるを得なかつたのである。治承元年六月に起こつた鹿ヶ谷事件は、院近臣らが、右のような平氏の矛盾を衝いて、院庁から平氏勢力を一掃しようとしたものにほかならない。

平氏が強大な武力を保持していたため、院領支配あるいは院分受領国の国務知行の面で、他のどの院司よりも優位に立つたことは確かであるが、院庁における地位は、以上に見たように必ずしも絶対的優勢を得てはいなかつたのである。それゆえ、平氏は院政の内部で自己の権力を確立するためには、院政自体を否定しなければならぬという矛盾をもつていたことになり、治承三年十一月のクーデターによる院政停止の行動は、その矛盾から導き出されたもの

と言えるのである。

ところで、平氏の武力は、院庁または太政官における「無双之權勢」を平氏に保証していたのであるが、その武力編成すなわち自己の権力組織はいかなる性格をもっていたのであろうか。次にこの問題の考察に移りたい。

②ここでは主として平氏の武士団編成について論じることになるが、この点については田中文英氏による論考がある⁽³⁾ので、氏の所説にもとづいて検討を加える。田中氏の見解についての多少の紹介と批判は前稿ですで行なっているが、本稿では、前には充分に触れえなかった、院領支配と平氏の武力編成との関連を中心に見てゆくことにしたい。田中氏は具体事例として、五つの院領莊園における平氏の預所支配を検討され、その結果を総括して、平氏による院領知行を寄進型と補任型とに區別され、いずれにしても「正盛の頼田庄以下の諸例に共通している平氏の預所支配の基本的な方向は、在地領主の一部を自己の権力組織に編成しつつ、その在地領主制の進展を支持することによって、農民に対する収奪を強化して、地代の中間搾取を増大せしめてゆくことであつた」(日本史研究九 五号 四六頁)といわれる。しかし、院領知行において、平氏が在地領主を自己の権力組織に編成していったとされる部分は、積極的には証明されていないと言わざるをえない⁽⁵⁾。むしろ平氏による院領支配は、田中氏も部分的には認めておられるように、院庁の権力に依拠している点が主要な側面であり、平氏独自の権力編成は、副次的な側面として行なわれたが、もしくは全く行なわれなかったのである。

この点は治承・寿永の内乱における平氏の軍事力編成を見ることによって確かめられるものと思う。そしてこの場合、高田実氏の見解に傾聴すべき部分が多いと言える。すなわち高田氏は、平氏の軍事力構成上の特徴について、一門・郎従から成る「常備軍事力」のほかに、国衙機構を通じ、在地有力者の協力を媒介として徴発された兵士⁽⁷⁾「驅

院政期知行国制についての一考察

武者」が多かったことを指摘される。このことは、平氏が、所領支配または院領の預所支配を通じては、内乱を乗り切るための充分な武力を組織しえなかったことを物語るであろう。

さらに、内乱を記述した『吾妻鏡』と『源平盛衰記』にあらわれる平氏家人、平氏方人の出身地と出身階層を見れば、平氏の軍事力編成の特徴を把握できるものと思う。すなわち、表Ⅱに示したように、彼らの出身地は、一見したところ関東・関西・九州に広く分散しているようであるが、その多くは、後述する治承三年以降の平氏知行国に一致するところに一つの特徴が見られる。また、出身階層を彼らの称号から判断すると、荘園下司の称号をもつ人物も見えるが、そのほかに蓮池権守家綱・小熊野郡司惟長・川室判官代範朝のように、在庁官人・郡司の称号をもつ者も見えており、こうした在庁官人層が平氏軍の有力な一翼を形成していたことがうかがい知れるのである。つまりこのことは、平氏がその軍事力の基礎に、国衙に蓄えられた在庁官人等の武力を組み入れていたことの表現であろうと思われる。

表Ⅱ 平氏家人・方人

(人名のうち、G印を付したのは『源平盛衰記』にのみ登場するものをさす。○印は、後に鎌倉方人となるもの)

国名	人	国名	人
河内	G 関屋八郎	和泉	G 佐野法橋
	名		名

駿 河		尾 張	志 摩	伊 勢		伊	賀
長 田 入 道		G 川室判官代範朝 ○原大夫 高 春 G 小熊野郡司惟長	伊 豆 江四郎	関出羽守信 兼 G 館六郎 貞 康 G 小坂宗 綱	伊藤武者次郎 G 日 野 十 郎 G 堀六郎 貞 保 G 同 貞 俊 G 黒田 後平四郎	G 壬生野 能 盛 G 森 利 宗 G 平 田 貞 繼	富田進士家 助 家 清 入 道 前兵衛尉家 能 平田太郎家繼入道
武 藏		相 模				伊 豆	甲 斐
○江戸太郎重長 ○畠山庄司重忠 ○河越太郎重頼 中山次郎重実		○曾我太郎助信 糟屋権守盛久 河村三郎義秀 大庭三郎景親 長尾新五郎為宗 瀧口三郎経俊 海老名源八季貞 原宗三郎景房 渡多野右馬允義常 G 能 代 家 直				伊東二郎祐親	○加々美 長 清 平 井 義 道 ○秋 山 太 郎

信濃		美濃		近江		常陸		下総		上総		武蔵		国名	人名
吉田安藤馬允 菅冠者		小笠原平五頼直		佐渡左衛門重実		○佐々木成綱 ○同俊綱		佐竹隆義		千田庄領家判官代親政		伊北庄司常仲		○浅羽庄司宗信 ○熊谷次郎直実 甘糟太郎	
備前		美作		播磨		因幡		越前		下野		上野		国名	人名
G難波太郎俊定 G同経俊		G恵比入道守信 G江見守方		G佐用党利季・兼知		G福井庄下司俊方 長田兵衛尉広経		G城資永 津波田庄司大夫宗親 小沢左衛門景俊		足利太郎俊綱 同又太郎忠綱		○宇都宮左衛門尉朝綱			

讃岐	阿波	伊紀	後備
G 真鍋助光 G 加部源次	G 新居紀三郎行俊	G 湯浅権守宗重 G 大江法眼 G 同兵衛尉宗光	G 額入道西寂 G 頼六郎
九州	土佐	伊予	
G 原田大夫種直 G 菊地次郎高直 山峨兵藤次秀遠 賀摩田兵衛尉 美氣三郎	蓮池権守家綱 平田太郎俊遠	G 高市武者所清章	

平氏の軍事力は、かくて、一門・郎従を中心に、国衙機構を通じて兵士役として徴発された部分と、国衙軍を加えて編成されていたのであるが、それは、平氏が家領または院領においては充分に展開しえなかった独自の権力編成を国衙在庁の直接的把握により一定程度果たしていたことを示すものに他ならない。つまり、平氏が自己の強大な武力を維持し拡大するためには、在庁支配の強化が要請されたのであり、ここに、平氏による院分受領国知行の増大、あるいはクーデターによる知行権奪取が必然化する要因が存在したと言えるのである。すなわち、平氏にとって知行国制とは、自己の権力編成に於ける矛盾を、体制的に克服する保証となったであろうことが予測されるのである。そこで次に、平氏政権と平氏知行国との構造的連関を検討することにしよう。

b 平氏知行国の実態―菊地説の検討―

『平家物語』が語る三十余国の平氏知行国について、初めて学問的メスを入れたのが、有本実氏と菊地武雄氏であり、両氏の見解がほぼ定説となっていることは、本稿冒頭に述べた通りである。それゆえ、本稿で平氏政權と知行国との構造的連関を考えるにあたっては、両氏の学説の批判的検討を怠ることはできない。有本氏の説は前節で触れたので、ここでは菊地氏の平氏知行国に関する実態認識の検討からはじめるが、その際、①菊地氏が治承三年十一月以前に平氏知行国であったとされる十一国についてと、②治承三年十一月以後の平氏知行国についての二点に分けて見てゆきたい。

①菊地説における該当部分は以下のごとくである。「平氏知行国のうち平治の乱後よりほぼ一貫して知行した諸国は、若狭・越前・能登三国で、播磨は仁安以後、常陸は保元から仁安迄。その他永暦より養和元年迄の二十二年間に、通算十七年が尾張、十二年が淡路、十年が武蔵、七年が伊賀・越後・丹波、それ以外は一期半期のものであった」(日本史料集成(一五九頁))。ここでまず問題とすべきは、菊地氏が平氏知行国を考える際の基準についてである。つまり、氏は平氏一族・家人が受領となっている国は、すべて平氏知行国であり、「清盛が一個の武士団の棟梁として一門の知行主を総括する」(一五九頁)のであるとされるが、これは必ずしも厳密な方法とは言えないであろう。なんとすれば、治承三年以前には平氏一族が知行国の名国司ではなく、個別に院分受領または一般の受領となる場合もありえたからである。したがって本稿では、以下のような基準で平氏知行国をとらえることにする。平氏一族のうち、保元年間から治承三年までの間に知行主として名をとどめるのは、表1により、経盛・教盛・頼盛・重盛・宗盛・維盛・親宗の

七名であり、維盛を除く他の六名はこの間に院司でもあった。そこで、右の六名自身が受領として登場する段階では、彼らは院分受領または院司受領であり、当該国は末だ平氏知行国にはなっていないと判断する。そして、彼らの直系親族・家人等が国守である国についてのみ、彼らの知行国、つまり平氏知行国としてとらえることにする。なお、史料上彼らの知行国であることが判明する国を平氏知行国の一環として考えるのは無論のことである。

以上を前提として、菊地氏が具体的に名を挙げる十一国につき逐一検討してゆく。

○若狭

菊地氏の『平氏受領表』(日本史料集成一六〇、一六一頁、以下単に受領表と呼ぶ)によれば、応保元年(一一六一)十月から嘉応二年(一一七〇)

正月まで、経盛が国守であり、その後ひき続き承安四年(一一七四)正月まで経盛の男経光、治承二年(一一七八)正月まで同じく敦盛がそれぞれ受領になっている。したがって、経盛の知行国であった時期は、嘉応二年正月から治承二年正月まで八年間であったと言える。なお、治承二年正月に師盛が受領となっているので、この時父重盛が知行主になったと思われるが、表Iのように、翌治承三年(一一七九)正月には経盛が知行主であることが知れる。

○越前

受領表に、平氏受領としては、永暦元年(一一六〇)十二月から応保二年(一一六二)三月まで基盛、長寛元年(一一六三)正月から仁安元年(一一六六)十二月まで保盛(知行主頼盛)、安元元年(一一七五)正月まで資盛(知行主重盛か)、治承三年十月まで通盛(知行主教盛)が挙げられており、長寛元年以降十六年間一貫して平氏知行国であったことがわかる。そしてこの国の知行権の上皇による「収公」⁽⁸⁾が、治承三年政変の一因になったことは、前に見た通りである。

○能登

受領表には、平氏受領として、応保二年七月から永萬元年（一一六五）正月まで教盛、仁安三年（一一六八）五月から安元元年正月まで通盛（知行主教盛か、ただし嘉応元年八月から承安四年三月までは推定）、安元元年正月から治承三年十月まで忠房（知行主重盛か）の名が見える。したがって、仁安三年以降は平氏知行国であつたと考えられる。

○播磨

この国は、保元年間に清盛が守に任ぜられており、平氏との関わりは浅くないと言えるのであるが、白河院期以来、有力な院司が受領となつていて、いわば院分受領国の筆頭であり、後白河院期には法皇の「分国」に定められているのである（玉葉元暦二年六月廿日条⁽¹⁰⁾）。受領表には、嘉応元年（一一六九）六月に宗盛が知行主であつたことを載せるが徴証は明らかではない。厳密に言えば、宗盛の知行は、表Iにあるように、治承二年閏六月にはじめて確かめられるのである。⁽¹¹⁾菊地氏がこの国の平氏による知行は仁安以後とされることには、以上の理由から従がい難い。

○常陸

菊地氏は保元から仁安まで平氏知行国であつたとされるが、受領表を見ても保元元年（一一五六）九月から同三年八月まで経盛が介の任にあり、そのあと同年十月まで頼盛、永萬元年十二月から仁安三年五月までは教盛がそれぞれ介となつているだけであるから、この間を平氏知行国とすることは認め難い。しかも、応保元年九月には藤原範季が介に任ぜられており（公卿補任建久八年⁽¹²⁾藤範季の項）、平氏の受領としての一貫性も疑わしくなるのである。なお当国は承安年間以降は高階泰経が知行していたものようである。

○尾張

受領表によれば、頼盛が平治元年（一一五九）十二月から長寛元年（一一六三）正月まで、重衡がひき続き仁安元年（一一六六）十二月まで、さらに保盛が仁安三年十二月までそれぞれ受領を務めたあと、しばらく空白が続き、治承二年六月に知度が守になって治承三年十一月に至っている。知度が守であった期間は、「中宮分国」、すなわち平徳子の知行国であり（山槐記治承三年正月六日条）、この国が平氏とくに関わりの深いことがわかる。しかし、受領表によっても、永暦から養和までの二二年間に、平氏受領の期間は通算十四年にしかならず、菊地氏が何を以て、「通算十七年」平氏知行国であったとされるのか理解に苦しむ。しかも厳密には平氏知行国の期間は、長寛元年から仁安三年までの六年間であると言わねばならないのである。なお、この国は、嘉応年間に藤原成親の知行するところとなり、彼が派遣した目代と平野社神人との相論が発展して、ついに成親が配流に処せられたことは、前章に見た通りである。

○淡路

受領表には、保元三年（一一五八）十二月から永暦元年正月まで基盛、そのあと長寛元年十二月まで宗盛、仁安二年七月から嘉応二年十月まで経正がそれぞれ守として名を連ねている。この間通算九年であるが、平氏知行国だったのは、仁安二年以降であつたろうと思われる。

○武蔵

受領表に挙げられた平氏受領は、知盛が永暦元年（一一六〇）二月から仁安二年十二月まで、ひき続き知重が任せられ、仁安三年頃までとなっている。この間通算九年であるが仁安三年以降も平氏による知行は続いたものと推測される。

○伊賀

菊地氏が平氏知行国通算七年とされる国であるが、受領表により厳密な意味で平氏知行国であったと思われるのは、嘉応二年十二月から承安三年（一一七三）頃まで続く親宗の知行（国守親国）と、治承二年正月から同三年十一月までの経盛の知行（国守経俊）の、通算六年である。

○越後

受領表を見ると、仁安元年八月から嘉応元年十二月まで時実が受領（知行主時忠）となっているだけなので、菊地氏が通算七年平氏知行国であったとする意味が判然としない。なお『公卿補任』によれば、承安三年正月から治承四月まで藤原親実が国守であるので（元久二年藤原親実の項）、この間は親実の父成親が知行主であったと思われる。またこの国が永暦元年に藤原経宗の知行国であったことは、表Ⅰに示した通りで、後白河院期には有力院司による知行が継続的に行なわれたと推測しうる。

○丹波

この国も受領表によれば治承三年以後に守清邦の名を確かめるだけで、菊地氏が通算七年平氏知行国とされる根拠は不明である。なお、『公卿補任』には、藤原成親の男成経が嘉応二年十一月に守に任ぜられ、承安四年正月に再任したあと、治承元年六月に解任されたことが見えているので（建久元年藤原成経の項）、この間約七年は成親による国務知行が続いたものと思われる。すなわち丹波もまた有力な院司の知行の対象となる熟国だったのである。

以上の検討の結果、菊地氏が比較的長期にわたる平氏知行国とされる十一国も、厳密に考えれば、いずれも氏が言われるよりは短期間の知行であることが判明した。しかもこれら十一国のうち、常陸、武蔵、伊賀を除く八国は、第一章に示した院分受領国に含まれることから考えても、治承三年十一月以前の平氏知行国は、一門の公卿等が院司の

立場で院分受領国を個別に知行するという性格のもので、清盛が平氏知行国主を総括することもなかったのではないかと考えられる。ただ平氏一族の国務知行が継続的に、しかも比較的長期にわたって行なわれた若狭、越前、能登の北陸三国、中宮徳子の「分国」であった尾張等については、平氏知行国としての独自性を一定程度見出しているのである。

② 治承三年十一月政変以後の、平氏知行国については、菊地氏の受領表によると、平氏受領国二七国のうち、平氏知行国と確定できるのは、駿河（知行主宗盛）・伊豆（時忠）・若狭（経盛）・但馬（経盛）・播磨（宗盛）・備前（重衡）・備中（経盛）・土佐（教盛）の八国で、なおほかに尾張（時忠）・周防（維盛）・阿波（宗盛）の三国を知行国と推定する。

しかるに、①項に見た菊地氏的前提——平氏一門・家人が守である国をすべて平氏知行国とみなす——に立てば、右の二七国はすべて平氏の知行国であると考えられよう。そして氏の方法的前提は、政変以後の平氏知行国を見る場合においては妥当するものと考ええる。なんとすれば、本稿第一章で述べたごとく、治承三年十一月のクーデターにより、平氏は知行国主の決定権と院分受領国十三国の知行権を奪取しており、その効果は最小限、院分受領国全体を平氏が独占的に支配するところまで及びするのであるから、平氏一門または家人が院分受領国の守になっている場合は言うまでもなく、院分受領国以外の国についてもほぼ平氏の知行が行なわれていたと見なしているのである。すなわち、政変以後において、総体としての平氏知行国を、一門の総帥清盛——治承五年（一一八一）閏二月清盛の死去の後には宗盛——が家産制的に統轄する体制がはじめて成立したと言えるのである。しかし問題は、平氏政権が実質的には寿永二年（一一八三）七月まで存続したとして、この期間に平氏知行国のすべてが同時的かつ等質的に知行国としての機能を果たしたとは言えないことで、以下、この点を確かめるため、とくに問題となる国について個別に見てゆき

たい。

○和泉

畿内唯一の平氏知行国である。受領表では平氏家人平信兼が受領であった治承二年（一一七八）八月から翌年十二月まで載せるのみで、その後については不明である。しかるに、『玉葉』治承五年二月十一日条に、「和泉守信兼」が登場するので、彼は一旦出羽守に就任したものの（玉葉治承四年正月廿八日条）、この時までには和泉守に復帰したのであろう。そして、信兼が和泉守として記録に名をとどめるのは、元暦元年（一一八四）七月までであるので（玉葉元暦元年七月八日条）、この国の平氏による知行は、恐らく平氏政権の終末期まで続いたものと思われる。⁽¹⁴⁾

○三河・駿河・伊豆・上総・常陸

これら東海道五国は、いずれも内乱の初期に、鎌倉方の実力支配が浸透した国々であるから、平氏知行国としての実質は、治承三年十一月以後一年を経ないで消滅したと言えよう。

○飛驒

受領表には治承四年五月から十一月まで、平景家が受領として挙げられるのみで、その前後は不明である。⁽¹⁵⁾

○出羽

和泉の項で述べたように、平信兼は治承四年正月廿八日に出羽守になったあと（玉葉）、治承五年二月十一日までに和泉守に復帰しているものと思われるので（玉葉）、受領表に治承四年正月以降国守信兼とあるのは疑問である。したがって、平氏知行も寿永二年まで継続したか否か不明と言わねばならない。

○周防

受領表では、治承五年三月まで平範経が受領となっている。そして『玉葉』治承五年三月七日条に、藤原親信に対してこの国の知行権が付与されたことが見えており、『公卿補任』にも、この年三月から元暦二年六月まで、親信の長男定輔が国守であったことが記されているので（建久二年藤定輔の項）、平氏知行は、治承五年三月までであったと認めうる。

○讃岐

受領表にある通り、治承四年十二月まで平維時が国守であり、この期間は平氏知行国であったと見なしうるが、同月に平氏が「天下之政」を上皇に返還するにあたって、この国は「法皇之御分国」＝上皇知行国たることが確定している（玉葉治承四年十二月八日条）、平氏による国務知行は、この時を以て終了したことになる。

○阿波

受領表によれば、国守宗親は治承四年十二月に辞任しているのであるが、その後のことは不明である。恐らく宗親の停任と同時に、平氏知行も終了したのではないかと考えられる。

○伯耆

政変により忠度が守となったが、翌治承四年正月に、藤原基輔が守に就任しているので（玉葉治承四年正月廿八日条）、平氏知行は、わずか二月続いただけでこの時終了したことになる。なお、基輔は藤原兼実の家司なので（玉葉治承四年三月十六日条）、治承四年正月以降は、寿永二年八月に基輔が転任するまで（玉葉寿永二年八月廿五日条）、兼実の知行国であったようである。

○備前

政変後、治承四年四月には藤原邦綱の知行国たることが確かめられる（山槐記治承四年正月廿二日条）。そして、平氏知行に移行したのは、翌治承五年三月であるが、この時後白河法皇がこの国の知行を望んだのを排して、平氏は重衡を知行主に

院政期知行国制についての一考察

据えたのである（玉葉治承五年三月六日条）。

以上の個別検討にあたつて、対象から除外した諸国は、大部分が寿永二年にいたるまで、記録上には何らの変動も示さない。例を若狭国にとると、治承四年十一月までは経盛の知行国たることを確かめうるが（玉葉治承四年十一月廿八日条）、その後は、寿永二年十一月に「若狭守源政家」の解官を記録にとどめるだけである（玉葉寿永二年十一月九日条）。すなわち、若狭国における平氏の国務知行は、ほぼ平氏政権終末期まで続いたものと考えられ、他の諸国——尾張・越前・能登・越中・丹波・但馬・播磨・備中・淡路・土佐・筑前・薩摩の十二国——についても、若狭の場合と同様に取り扱いがうことができるのである。⁽¹⁶⁾

なお、このほかに、菊地氏は受領表に取り上げておられないが、治承三年十一月以後、平氏知行国であつたと見なしうる国があるので、その国名と知行国と見なす根拠を掲げておく。

○美濃

第一章に示したように、政変で国守藤原定経が廃され、替つて平氏家人源則清が受領になつていたので、この時平氏知行国になつたことは明らかである。ただしこの国は、讃岐の場合と同様に、治承四年十二月に「法皇之御分国」たることが確定するので（玉葉治承四年十二月十八日条）、平氏知行が続くのはわずか一年一月である。

○紀伊

菊地氏は明記されないが、表Ⅰに示した通り、治承三年三月には頼盛の知行国（国守為盛）である。⁽¹⁷⁾そして、後の知行の事実は、治承四年十二月と（山槐記同年十二月十日条）、養和元年九月に（玉葉同年九月廿八日条）、それぞれ確かめうるので、恐らく寿永二年まで平氏知行が継続したものと思われる。

○加賀

受領表を見ると、治承三年十一月から養和元年七月まで空白になっているが、この間は頼盛の娘所生の藤原保家が国守であり、⁽¹⁸⁾しかも養和元年七月に、保家と頼盛知行国・紀伊の国守為盛とが任国を相博しているので^(玉葉養和元年七月二日条)。治承三年十一月以降は、一貫して頼盛が知行主であつたと認められる。

○佐渡

『山槐記』治承四年十二月十日条に、この国が頼盛の知行国であることが見えているが、その前後との関連は明らかではない。

○伊勢

第一章で見たように、政変の間に平氏家人藤原清綱が守に任ぜられている。そして、清綱が伊勢守であることは、養和元年八月まで確かめられるので^(吾妻鏡養和元年八月十六日条)、この頃まで平氏知行が続いたものと想像される。

以上、本節における分析を総合すると、(i)総体としての平氏知行国を認めうるのは、治承三年十一月以降である、(ii)その場合、平氏知行国は延べ三一国を数えるが、そのうち平氏政権とともに存続したと思われるのは、十七国にすぎない、(iii)十七国のうち、十四国は院分受領国であり、さらにそのうち七国は、クーデターによって国務知行権を奪った院分受領国である、(iv)平氏知行国は、クーデターで知行権を確立した国を根幹とし、院分受領国を主要な範囲とするものである、という四点の結果を得る。しかるに、残された問題は、こうした知行国の平氏政権における意義についてであるが、それは節を改めて述べることにしたい。

c 平氏知行国の意義

平氏知行国は平氏政権にとっていかなる意義があつたのか。また、それは十二世紀後半の政治過程とどのような連関をもつのか。こうした問題を考えるにあたって、われわれはここでも菊地武雄氏の所説を検討する必要がある。氏は次のように言われる。「比較的知行の長期に亘つた国々には『平家方人』や『国司郎従』の存在が認められるけれども、平氏がその知行国に家人を目代として国衙に下し、当時の官制の上から在庁官人に臨み、平氏の権威を背景として地方武士団を軍事的ヒエラルヒーに組織したと見做すにはあまりにも不十分である」(『日本史料集成一』五九―一六二頁)。つまり菊地氏は、平氏知行国において、平氏は在庁官人に対して官僚制的立場でしか臨まなかったし、在地勢力を自己の権力の下に組織することもなかったと考えられたようである。

しかるにわれわれは前章において、後白河院期における知行国の内実を検討した結果、知行国制においては、国務の質が前段階の官物収取形態に加えて、「天下一同公役・国内平均所課」と称せられる勅事・院事等の臨時雑役を収取する形態を併せもつようになり、それに対応して、知行主による在庁把握が強化される方向にあったことを知っている。この在庁把握強化がもたらす効果として、一つには知行主と在庁官人との間に主従関係の形成を見ることが予想されるが、平氏の場合そこまで至らなかったであろうか。また本章で、田中文英氏の所説を批判して、平氏は自己の家領または院領支配を通しては、充分に権力編成をなしえなかったと考えたが、知行国支配もやはり権力編成の基盤たりえなかったのであらうか。総じて菊地氏の見解には、平氏知行国は何を産み出したのかをさぐる視点が欠落しているように思われる。しかし、十二世紀後半の政治過程の中に平氏政権を正しく位置づけるためにも、平氏知

行国のもたらしたものを明確に把握する必要がある。そしてそのためには、①平氏知行国における国務内容について、②平氏による在庁官人把握の形態について、という二つの方向から見るのが適當かと思われる。

①平氏知行国における国務内容のもっとも著しい特徴は、「天下一同公役」たる臨時雜役のうち、兵士・兵糧米（以下軍役と称する）の比重が飛躍的に増大したことである。すなわち、平氏は院政の初期から、その武力を以て院に登用され、かつ院庁における自己勢力の進展を確保してきたという特殊な性格をもっていたため、平時においても常に武力の保持と拡大に留意しなければならなかったのであるが、治承三年以降、とりわけ内乱が発生した治承四年以降は、中央では平氏だけが東国をはじめ各地の「謀反人」を追討しうる立場にあったので、軍事力の強化と集中は平氏にとり焦眉の課題となったのである。そして、この場合、その課題を果たすための有力な方法として、知行国の国衙機構を通して、莊公に軍役を賦課することが、第一義的に企図されたのである。

平氏による軍役収取の実態については、石母田正、高田実の両氏に詳細な論考があるが、ここでは高田氏の所論に⁽¹⁹⁾もとづいて考察を進めることにする。

内乱期の平氏軍事力の構成上の特徴は、諸国から「催上サレタ」^(源平盛衰 記卷廿八)部分の比重が相対的に大きかったことであるが、このような武力は「被宛」催国内一同^(寿永二年四月十一日散位藤原能季 申文、平安遺文四〇八三号文書)というように、莊公を問わず、国衙機構を通じて一国全体に賦課された兵士役の集積にほかならない。寿永二年（一一八三）三月に、山城国和束杣に対してなされた賦課の様子は、杣工をして「御杣工等不及帶弓箭刀兵者、且垂御遠迹歟、而工者讒三十六人、所被催⁽²⁰⁾二十七人也者、言語道断事」と言わしめたほど過酷なものであったが、恐らくこれは平氏による軍役賦課の典型型を示すであろう。なお右の場合で注目すべきは、こうした軍役が、「祝園野之馬椽」^(豫乃)と称される人物を媒介として催し

を加えられていることがあるが、これは高田氏が、「軍役徴収が在地の有力者の協力を媒介とせざるを得なかった」(日本史研究 九〇号八頁)と言われる事態を示すというよりは、「馬櫓」の呼称から推して、在庁官人が国衙の使者として現地に派遣され、軍役徴収にあたったケースを示すものと考えられよう。

このように国衙・在庁官人を通して「催上サレタ」兵士は、いわゆる武士とは必ずしも限らず、和束柚の場合のように「不及帶弓箭刀兵」一る袖工であつたり、また農民である場合が多かつたと思われる。したがって、平氏の軍事力編成の性格は、高田氏の指摘されるように、「在地領主層の土地所有を保護するという歴史的課題をはたすという形で、在地領主層の利害の上に立つ権力編成の原理を有していない」(前掲誌 九九頁)ことは確かである。しかるに、いまここでわれわれにとって重要なのは、内乱期の平氏が、国衙を主として軍役収取のための機構に編成していたことを確認することにはかならない。すなわち、平氏にあつては、在地人民からの軍役収取の媒介環としても、あるいは在庁官人を中心とする国衙の武力を組織するためにも、在庁官人の直接的把握が要請されたのである。

②平氏による在庁官人の把握を見るにあたってわれわれのとるべき方法は、平氏家人または平氏方人として、諸国の在庁官人がどのように組織されているかを追究するというものでなければならない。つまり、在庁官人の家人化に、国衙・在庁把握の究極の形態を見出だそうとするものである。この場合われわれは、在庁把握に一定程度成功した例と、不成功に終わった例を各々発見することにならう。

まず、一定程度成功した例として尾張国の場合を見ると、すでに本章で述べたように、『源平盛衰記』巻六西光父子亡事に登場する川室判官代範朝・小熊野郡司惟長は、「判官代」、「郡司」という称号を付しているところから考えて、この国の在庁官人・郡司かと思われ、同時に平氏家人であつたとも考えられるのである。⁽²¹⁾内乱期に入ると、尾張

はしばしば東西両軍の接点になったのであるが、平氏との関係は、「当国輩悉以順平氏」〔吾妻鏡、元暦元年四月三日条〕といわれる状況を呈しており、とくに、「尾張国在庁多従平家」〔吾妻治承五年三月十九日条〕というように、在庁官人が平氏に属していたことが特徴的である。かくて、尾張国における平氏の在庁把握は、在庁官人の御家人化にまで進展していたと思われるが、それを可能にした要因の一つとして、この国が治承年間以前より平氏知行国として重要な意義をもっていたことを挙げうるであろう。しかし、同じく平氏知行国としての歴史の長い若狭国では、平氏の在庁把握は不成功に終わっているようである。

すなわち、この国は京都に近い位置にあるため、畿内周辺の合戦等には、しばしば軍役賦課が行なわれたと想像されるが、内乱の初期、近江の鎌倉方勢力が「凡北陸道運上物、悉以点取了」〔玉葉治承四年十一月廿三日条〕という行動をとったのに対し、平氏側より追討使の派遣が決定されるという緊迫した状況の下にあって、「若狭国〔経盛卿掌吏務〕有勢之在庁、與二力近州了」〔玉葉治承四年十一月廿八日条〕といわれる事態が生じているのである。

以上の二例だけからでも、平氏知行国の内実が一樣ではないことをうかがい知れよう。在庁把握の成否を分けるのは、知行のあり方にもようが、主として在庁官人の状況、とりわけ国衙在庁と荘園的關係との競合のあり方にかかわるのである⁽²²⁾と思われる。しかるに、平氏知行国は基本的には在庁把握↓在庁官人の御家人化の方向をもつものであり、そのことによって、平氏政権の権力構造において主要な側面を成していたのである。それゆえ、本節冒頭に掲げた菊地氏の所説は、事態の一面だけを強調したものと断ぜざるをえないのである。しかし、平氏政権にとって、知行国を基盤とする家産制的支配構造が、内乱を乗り切る体制たりえたかといえ、それは否とするほかはない。そして、その矛盾こそ、平氏自身が内乱の過程で、新たな支配体系をつくり出すことにより克服しようとしているものに

ほかならない。新たな支配体系とは、治承五年（一一八一）に設置された総官職と総下司職がそれである。⁽²⁵⁾

平氏の総官職・総下司職に関しては、石母田氏が夙に秀れた見解を提出されているので、以下、氏の所説を検討しつつ、平氏知行国との関連を考えてみたい。結論的に言えば、石母田氏は、両職の設置が平氏政権の構造の変化を示す機構的変革であるばかりではなく、鎌倉幕府の守護・地頭制度の先駆形態をなすものであったと考えておられる。すなわち、総官職は、内乱状態に対処すべく、権力の地域的集中の必要から設置されたもので、その機能は、地域内の追捕・検断にあり、その部面においてのみ国衙を指揮するという関係にあったので、総じて鎌倉幕府の守護制度の先駆形態をなす、とされる。一方、総下司職は、史料的には丹波国の場合だけを知りうるが、論理的には、総官職の管轄範囲である畿内・近国の各国別に置かれたと思われ、その機能は兵士・兵糧米の徴収にあり、鎌倉幕府の一国地頭職へと連関するものである、とされるのである。

石母田氏が総官職と総下司職を右のように考えられたのは正しいが、両職設置が平氏政権の機構的変革であるとする前提に、平氏の権力基盤の分散性を置かれることには異論がある。とくに平氏知行国について、氏は菊地氏の見解を援用されつつ、「それぞれの知行国は内乱にさいして平氏の箇々の拠点とはなつたが、しかし全体としてみれば、政権の一つのまとまつた地域的基礎にはなりがたい」^(歴史評論一〇、七号、七頁)と言われるが、これでは菊地氏と同じく平氏知行国の一面だけを指摘したにすぎない。平氏知行国は、北陸・山陰・山陽・南海の各道において地域的集中を示しており、それ自体で平氏政権の権力基盤たりえたのであるが、内乱の過程で在庁把握に不均等性があらわれ、それが知行国をして、内乱の深化に対応し切れぬものにしたという点を見落すことはできないのである。

すなわち、総官職と総下司職の設置は、明らかに平氏政権の機構的変革なのであるが、それは内乱の過程にあらわ

れた知行国制の欠陥を補うためのものであって、あくまでも知行国支配を基盤としてすることに注意を向けねばならない。つまり両職は、畿内・近国における平氏知行国——和泉・伊勢・丹波——を基盤として設置されたもので、いわば知行国の集中化という側面が見出だせるのであり、また、両職の基本的機能である検断または軍役徴収も、知行国支配における国務内容との連関において把握されうるのである。平氏は内乱期に、総官・総下司職の補任のほかに、軍事力集中のため、数国を任務範囲とする使者を派遣して、軍役の徴収にあたらせているのであるが、この場合もやはり平氏知行国を基盤にしつつ、それを地域的に統轄するという方向をとったものと思われる。

以上のように見てくると、平氏政権の全期間を通じて、基本的には平氏知行国が権力基盤になりえたと結論できるであろう。しかし、終局的には、平氏政権は知行国支配を貫徹しえず、政権自体も瓦解するのであるが、その原因は、平氏知行国における在庁把握が、国衙・在庁のかかえている様々な矛盾、就中、在地領主層および農民層との間の矛盾に、適確に対応しえなかった点に求められる。そしてこのことは、とりもなおさず平氏の知行国支配が、在地支配における院政の矛盾を克服するという歴史的課題に應えるものではなかったことを示すであろう。

註

- (1) 石母田正氏『古代末期政治史序説』第三章補遺Ⅱ「平氏」政権について」。
- (2) 前掲拙稿、十一—十三頁。
- (3) 田中文英氏「平氏政権の形成過程」(『日本史研究』九五号)。
- (4) 前掲拙稿、十一頁。
- (5) 田中氏が分析の対象とされた五例のうち、氏が言われるような意味での平氏独自の権力編成(『武士団形成が見えてとれるのは、第一例の肥前国神崎庄々官、平氏方人海宿称重実の場合のみである。すなわち、第二例(但馬国温泉庄)の下司平季広は、「地頭職」補任を媒介として直接院庁に結びついているのであり、それゆえ情勢次第では、義仲とも平家とも結託したのである。また、第三例(大和

国藤井庄)においては、預所康忠・宗清が平氏家人であつた明証がないし、第四例(備後太田庄)の場合、預所重衡は、在地領主橘氏を庄官として組織したのであつて、武士団の中に組織しえたかどうかは不明である。最後に第五例(播磨国布施庄)は、預所頼盛の農民経営に対する支配が、後の権力組織(「武士団」)に結実したかどうか疑問であつて、むしろ、農民支配の強制力としてのみ武士団は必要であつたはずである。

- (6) 永万二年(一一六六)正月に、平重衡が備後国世羅郡内の所領を、後白河院に寄進したさいの寄文の文言に、「件所領荒野山川等常常荒野也、而募御勢為令開発、所令寄進院御領也」(『平安遺文』三三七五文書)とあるが、重衡は開発を出発点とする院領(実質的には重衡所領)の支配を、文言にある通り、院庁を後楯とすることによって、はじめて成しえたものと思われる。

- (7) 高田氏前掲論文。

- (8) ここでいう「収公」とは、治承三年十月九日に、藤原季能が院分として越前守に任ぜられたこと(『公卿補任』寿永二年、藤季能の項)をさしている。また『玉葉』治承三年十一月十五日条は、越前国の知行権は、重盛から維盛に伝えられたとするが、それはこの年七月に重盛が死去した後のことを言うのであろうから、菊地氏が受領表で、この年正月から十月までを、教盛の知行(国守通盛)とするのは誤りで、この間に重盛が知行主になつたものと思われる。しかるに、表Iに掲げた通り、この年正月六日には明らかに教盛が知行主であるから、このあと七月ま

での間に、教盛から重盛へと知行権が移つたのであろう。

- (9) ただし、『玉葉』によれば、忠房の能登守就任は、安元二年正月廿日である(同日条)。

- (10) 前掲拙稿に、白河院期の播磨と伊予相互間における、有力院司による受領相博の実態を表示しておいた(六頁)。

- (11) 『山槐記』治承二年閏六月七日条の除目の項に、「従五位上平行盛、播磨守也、(件国右)とあり、この時以前から宗盛の知行が続いていたらしいが、嘉応元年にまで遡りうるかどうかは疑わしい。

- (12) 表Iにあるように、治承三年正月には、高階泰経の知行(国守経仲)が認められるが、経仲の常陸介としての所見は、承安元年である(『公卿補任』正治元年高階経仲の項)。

- (13) 平氏政権は院政の停止により成立したのであるから、論理的に言えば、院政が形式上復活した治承四年十二月を以て、平氏政権の下限とすべきであるが、実質的には、院政を平氏がほぼ独占的に執行する体制が寿永二年七月まで続いたと言える。

- (14) 飯田悠紀子氏は、『山槐記』治承三年正月六日条に、東宮五十日賀の調度調進者の任国と知行主名が列挙されている中で、和泉は知行主名が記していないことに注意され、この時和泉は知行国ではなかったと判断される(前掲論文、六八―六九頁)。しかし、信兼が平氏家人であることは明らかなので、『吾妻鏡』治承五年正月廿一日条)、治承三年十一月以降は、総体としての平氏知行国の中に含めて考えることができる。平景家の平氏家人としての存在は、『源平盛衰記』に散見す

るが、『玉葉』治承四年十一月廿一日条には、「彼家(平氏)後見、有勢武勇者也、」と記されている。なお『大日本史』十五の国司表飛驒の項に、守「藤原景家、治承元年六月見」とあるが、これが平景家と同一人物か否かは不明である。

- (16) 寿永二年七月に平氏が都落ちしたあと、八月六日に二百余人に及ぶ解官が行なわれているので(『玉葉』同年八月九日条)、この時恐らく、平氏知行国は形式的には消滅したものとされる。為盛は、『玉葉』安元元年十二月八日条に「紀伊守」として登場するので、頼盛の知行の上限を、この頃まで遡らせることができる。

- (18) 『玉葉』治承三年十一月十七日条、及び『尊卑分脈』頼宗公孫(国史大系本第一、二六四頁)

- (19) 石母田正氏「鎌倉幕府一國地頭職の成立」(『中世の法と国家』所収)、高田氏前掲論文。

- (20) 寿永二年三月日山城国和束柚工等重申状(『平安遺文』四〇八〇号文書) なお、山城国は平氏知行国ではないが、後述のように、治承五年には、畿内・近国を任務範圍とする総官職と総下司職が設置されており、右の文書は、両職の下での軍役賦課の有様を示すのである。したがって、平氏知行国における軍役賦課を反映していると言えるのである。

- (21) 範朝・惟長の二人は、治承元年六月の鹿ヶ谷事件のあと、尾張国に流された藤原師高の誅殺にたずさわる人物として、『源平盛衰記』に登場するのであるが、当該事件を記述する『百鍊抄』治承元年六月九日条には、「流人加賀守師高、右衛門尉師

親、左兵衛尉師平等被誅、件師高在尾張国、入道相国仰彼国家人等令追討之」とあって、範朝と惟長が平氏家人であることをうかがわせる。

- (22) ここでは知行国支配の法則性を否定しているのではない。すなわち、院政期における知行国制は、一貫して国衙在庁機構の把握の強化という方向を示しているが、それは、律令制的国家機構の解体に直面した貴族支配階級の、機構再編をめざす足掻きの表現にはかならない。ところで平氏政権においては、莊園的關係が先進的に展開している畿内・近国で、平氏による直接的在庁把握が行なわれ、これが在庁官人を不利にしたため、彼らの反発を招いたものと思われる。しかし、尾張のような場合は、莊園的關係は比較的ルースであったから、在庁官人は積極的に知行国主と提携して、在地支配を展開したのではないかと考えるのである。

なお、飯田悠紀子氏は、前掲論文において、平氏の国衙支配のあり方を、平氏家人たる国守に重点を置いて考察されているが、その場合も、国衙支配の成否を決めるのは、知行国主と受領の關係ではなく、知行国主または受領・目代と在庁官人との關係如何であり、さらには、在庁官人と在地領主または農民との關係にあったと言うべきであろう。

- (23) 「以前大將平朝臣(宗盛)、可為五畿内、及伊賀・伊勢・近江・丹波等總官」(『玉葉』治承五年正月十九日条)

「以前越中守平朝臣盛俊、宜為丹波国諸莊園總下司」(『玉葉』治承五年二月八日条)

院政期知行国制についての一考察

(24) 石母田氏「平氏政権の総官職設置」(『歴史評論』一〇七号)、

「鎌倉幕府一國地頭職の成立」(前掲書所収)

(25) 『吾妻鏡』からその例を抽出すると、まず養和元年九月廿七

日条に、「民部大夫成良為平家使、乱入伊予国」とある。平

家使成良の任務は、その後の彼の彼行動を見ても、『源平盛衰記』

卷四一、三日平氏附維盛田室歎夫別並平氏歎事にあるように、

「四国ノ輩」の糾合にあつたと思われる。また養和二年四月十一日条には、「貞能為平家使者、此間在鎮西、而申下官使、相

副数輩、私使称兵糧米、廻国郡成水火之責、庶民悉以為之費」とあつて、やはり平家使貞能が、九州一円で兵糧米徴収にあつてゐたことを知りうる。なお、『源平盛衰記』卷二一、佐殿漕会三浦事には、「上総介忠清カ平家ヨリ八箇国ノ侍ノ奉行ヲ賜」わつたことが語られているが、これも、平氏が関東一円を範圍として、兵士・兵糧米の賦課を行なつてゐた事実を反映するかと思われる。

むすび

治承三年十一月政変から出発して、平氏知行国を中心とする院政期の知行国制の問題を追究してきたが、そこから得られた結果と、若干の展望を述べることによって本稿の結びとしたい。

知行国は、従来、「封祿」ないし「経済的基礎」としてのみ把握されていたが、治承三年の平氏クーデターの主眼点が、国務知行権の確立にあつたことからわかるように、院政期の国家権力にとっては、在地人民に対する支配の体系という意義が、より重要であつたのである。

院政期における知行国制は次の三段階を経過した。

①白河・鳥羽院期における院分受領国形態。この形態では、国主は受領であり、国務の内容も、律令制的な官物収

取にあった。ただ、院政との関連において、院司または院近臣が受領に任ぜられることにより、一定度の支配の強化——「功」のための収取強化——をもたらしたことはあつたろう。

② 後白河院期の治承三年まで。院分受領国を、院司または院近臣が知行する形態が一般的となる。この形態においては、国務の内容が、官物収取に加えて、「天下一同公役・国内平均所課」たる勅事・院事等の雑役収取の比重が大きくなっていることが特徴であり、この国務内容の変化にともない、知行主による在庁把握は、前段階より一層強化された。そして、院庁が国政機関へと転化することとあいまって、知行国制は、国家機構の再編形態へと進むのである。

③ 治承三年十一月以降の平氏知行国。平氏はクーデターにより院政を停止させ、その効果として、知行国主の決定権と院分受領国の知行権を獲得した。平氏知行国における特徴は、国務内容において、雑役の主要部分が軍役に置きかえられたことである。すなわち、平氏は知行国を自己の権力の構造的基盤としつつ、それを軍役収取形態の支配体系に編成していったのであるが、内乱の過程における在地人民との矛盾の激化により、知行国だけでは政権を維持しえず、新たに総官等による地域支配を試みたが、結局権力の集中は不成功に終った。

院政期の知行国制を問題にする以上、内乱以後の貴族知行国、あるいは、鎌倉政権の「関東御分国」との関連について当然言及すべきであるが、いまそのための十分な準備がないので、この問題については後考を期したい。ここではただ、知行国制と鎌倉幕府の守護制度との連関についてだけ一言しておきたい。

本論で触れたように、石母田正氏は、治承五年正月に設置された総官職を、幕府の守護制度の先駆形態と見なしておられるのだが、それよりもむしろ、知行国制を守護制度に結びつけて考えるべきではないかと思う。実は、かよう

な見通しは、すでに林屋辰三郎氏から提出されているのであるが、氏の場合は、知行主の目代に在地土豪が任命されたことを以て、守護制度への連関を予測されるほかは、具体的には論を展開されていない。ここでは、林屋氏といくぶん異なる観点から、見通しをつけることにする。

元暦元年（一一八四）三月に、源頼朝は大内惟義を伊賀国の「守護」に任命したが（吾妻鏡元暦元年三月廿日条）、惟義の「守護」としての任務は、同年八月の頼朝から惟義に宛てた書状の中で、「補一國守護之者、為鎮狼戾也」と規定されているとおり（吾妻鏡元暦元年八月三日条）、平氏残存勢力の一掃にあつたのである。恐らく惟義は、充分な手勢を率いて伊賀に入り、反

平氏勢力を結集しつつ、平氏方人の討滅にあたつたであろう。この国は平氏の本貫であり、伝統的に平氏所領・家人の存在が顕著な地方であるから、任務の遂行には、在庁把握を通じての在地人民支配を強めざるを得なかつたであろう。そして実際に彼は、在庁官人を指揮して、東大寺領莊園出作田の所当官物を免除しうるような（元暦元年八月九日大内惟義下文案平安遺文四一九）、国衙と莊園双方に対する強い権限を常握していたのである。

しかるに注目すべきは、伊賀における大内惟義の役割ないし行動は、中央貴族から見ると、正しく知行国主のそれであつたことである。すなわち、『玉葉』元暦元年七月八日条に、「伝聞、伊賀伊勢国人等謀叛了云々、伊賀国者、大内冠者源氏知行云々、仍下遣郎従等令居「住国中」とあるのを見ると、少くともこの段階での貴族層の觀念では、知行主本来のあり方は、一國全体にわたる支配権——とくに軍事警察的権限——を掌握しているものでなければならなかつたと言えよう。そしてこの觀念こそ、平氏による知行国支配が貴族層に与えたものと考えられるのであるが、客観的制度的にも、平氏政権における知行国制と、鎌倉幕府のめざした守護制度との間に連関性を認めうるであろう。しかし、学説史的に言っても、知行国制、守護制の両方面ともまだ充分に解明されていない現段階にあっては、これ

以上推測を發展させることを慎まなければなるまい。

知行国制を論じようとする場合、誰でも痛感するように、その実態を示す史料は極めて乏しいものである。したがって、論述の過程では、推測につぐ推測を取って重ねねばならなかった。もとより浅学であるため、多くの誤解・誤謬を犯しているものと危惧する。先学同学諸氏のご数示、ご批判を載くことができるなら、望外の喜びである。

註

- (1) 林屋氏「院政政権の歴史的評価」(前掲書所収)、二二二頁。

